

【表紙】

| | |
|---------------|---|
| 【提出書類】 | 公開買付報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年4月4日 |
| 【報告者の氏名又は名称】 | 富士フイルム株式会社 |
| 【報告者の住所又は所在地】 | 東京都港区西麻布二丁目26番30号 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。) |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区赤坂九丁目7番3号 |
| 【電話番号】 | 03-6271-3111(大代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営企画部長 八尋 孝弘 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 富士フイルム株式会社 (東京都港区赤坂九丁目7番3号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、富士フイルム株式会社を指します。

(注2) 本書中の「対象者」とは、和光純薬工業株式会社を指します。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。

(注9) 本書において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

(注10) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

和光純薬工業株式会社

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

(3) 【公開買付期間】

平成29年2月27日(月曜日)から平成29年4月3日(月曜日)まで(25営業日)

2 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(12,547,242株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(16,824,481株)が買付予定数の下限(12,547,242株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成29年4月4日に報道機関に公表しました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

| 株券等種類 | 株式に換算した応募数 | 株式に換算した買付数 |
|--------------|---------------|---------------|
| 株券 | 16,824,481(株) | 16,824,481(株) |
| 新株予約権証券 | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - |
| 合計 | 16,824,481 | 16,824,481 |
| (潜在株券等の数の合計) | - | (-) |

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|--|--------|
| 報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a) | 19,994 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | - |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | - |
| 報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d) | 0 |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | - |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | - |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成28年9月30日現在)(個)(g) | 32,403 |
| 買付け等後における株券等所有割合 $((a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100)$ (%) | 93.50 |

(注1) 対象者は、本公開買付けの開始の前提として、本公開買付けにおける買付け等の価格と同額で対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を平成29年2月24日付で取得する自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)を行ったため、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者に含めていますが、特別関係者である対象者が本書提出日現在、所有する対象者株式11,956,732株は全て自己株式であり議決権はないため、「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は0個としております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成28年9月30日現在)(個)(g)」は、対象者が平成28年12月13日に提出した第144期半期報告書(以下「対象者第144期半期報告書」といいます。)に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては対象者株式の単元未満株式についても買付け等の対象としており、また、本自己株式取得により平成29年2月24日付で対象者が所有する対象者株式が増加しているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第144期半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の対象者の発行済株式総数(33,342,320株)から本書提出日現在対象者が所有する自己株式数(11,956,732株)を控除した株式数(21,385,588株)に係る議決権の数である21,385個を分母として計算しております(なお、対象者の単元株式数は1,000株です。)

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。